

後期高齢者医療制度における 費用負担について

(前回部会における宿題事項)

後期高齢者医療制度における費用負担について

後期高齢者医療制度においては、療養の給付等に要する費用の額から現役並み所得者に係る費用の額を控除した額（負担対象額）の6 / 12を公費負担することとされている（高齢者の医療の確保に関する法律第93条）。これにより、後期高齢者医療給付費全体に占める公費負担割合は47%程度。

[後期高齢者医療制度における費用負担]

数値は平成26年度実績

後期高齢者 医療給付費	-	現役並み所得者に 係る給付費	=	負担対象額
133,430億円		7,202億円		126,228億円
負担対象額	×	公費負担割合	=	公費
126,228億円		6 / 12		63,114億円
公費	÷	後期高齢者 医療給付費	=	給付費全体に 対する公費割合
63,114億円		133,430億円		47%

[参照条文]

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(国の負担)

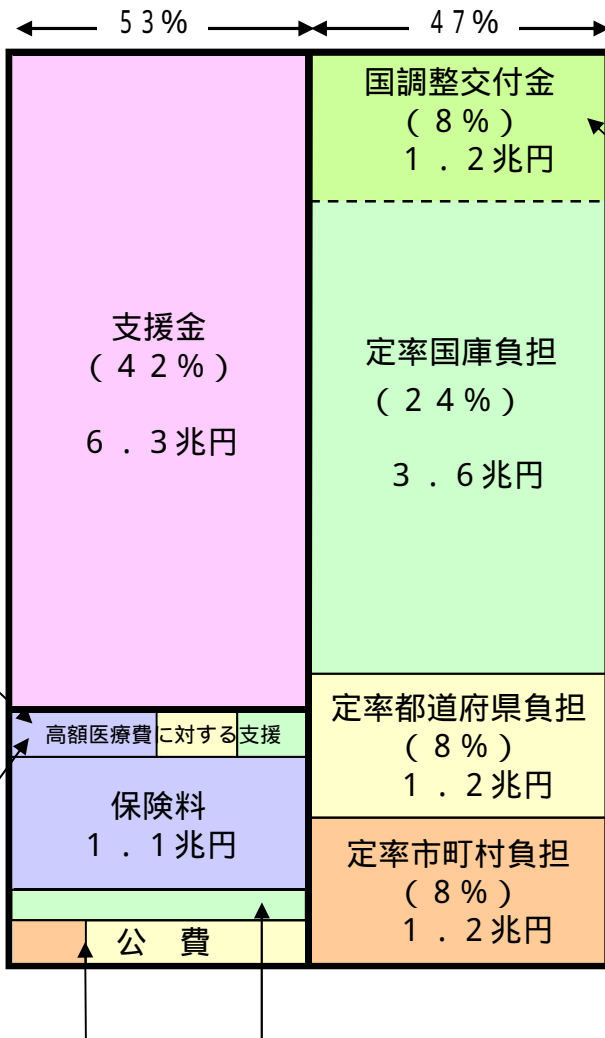
第九十三条 国は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額(以下「療養の給付等に要する費用の額」という。)から第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る療養の給付等に要する費用の額(以下「特定費用の額」という。)を控除した額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に相当する額を負担する。

後期高齢者医療制度の財政の概要

(平成28年度予算ベース)

医療給付費等総額：15.0兆円

都道府県単位の広域連合



財政安定化基金

保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合（保険料）が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

0.1兆円程度（基金残高）

高額医療費に対する支援

高額な医療費による財政影響を緩和するため、1件80万円を超えるレセプトに係る医療費の一定部分について、国・都道府県が1/4ずつ負担する。

0.3兆円

特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費による財政影響を緩和するため、広域連合からの拠出により、1件400万円を超えるレセプトに係る医療費の200万円超分について、財政調整を行う。

3.7億円（うち国1.0億円）

調整交付金（国）

普通調整交付金（調整交付金の9/10）
 …広域連合間の所得格差による財政力不均衡を調整するために交付する。
 特別調整交付金（調整交付金の1/10）
 …災害その他特別の事情を考慮して交付する。

- ・保険基盤安定制度（低所得者等の保険料軽減）
- ・保険料特例軽減

保険基盤安定制度

・低所得者等の保険料軽減
 …均等割7割・5割・2割軽減、被扶養者の5割軽減
 <市町村1/4、都道府県3/4>
 0.3兆円程度

保険料特例軽減 国

・低所得者の更なる保険料軽減
 …均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減
 ・被扶養者の9割軽減

9.45億円

現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。市町村国保及び協会けんぽからの後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%（加入者割部分に限る）の公費負担がある。